

町有財産の売却に係る入札説明書

入札希望者は、本説明書を熟読の上、入札してください。

1 売却物件

物件	種類	所在地	面積	最低売却価格
建物	物置（プレハブ）	平泉町平泉字花立 9-5	24.91 m ²	1,000 円

※本物件は現状引き渡しとし、落札者による撤去・運搬が必要になります。

2 入札参加資格

次のいずれかに該当する者は、入札に参加することはできません。

- (1) 落札後指定期日までに購入代金を納入し、当該物件の移動を行うことができない者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかの行為があったときから 3 年を経過していない者、また、その者を代理人として使用する者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに該当する者
- (5) 町税を滞納している者

3 入札参加申込

(1) 申込方法

必要書類をそろえて、平泉町役場総務課管財係まで持参または郵送してください。

確認後、入札参加承認書等を交付します。

(2) 申込期間

令和 8 年 10 月 5 日(月)から令和 8 年 10 月 21(水)まで

土曜日、日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受付

(3) 提出場所

平泉町役場 2 階総務課窓口

(4) 提出書類

【個人として申込む方】

- ①入札参加申込書
- ②誓約書
- ③委任状（代理人が入札に参加する場合）
- ④住民票（発行後 3 か月以内のもの）
- ⑤納税証明書または非課税証明書（住所を有する市町村のもので発行後 1 か月以内のもの）
- ⑥身分証明書の写し

【法人として申込む方】

- ①入札参加申込書
- ②誓約書
- ③委任状（代理人が入札に参加する場合）
- ④登記事項証明書の写し（発行後 3 か月以内のもの）
- ⑤納税証明書（本店所在地の市町村民税、消費税及び地方消費税のもので発行後 1 か月以内のもの）

4 事前内覧会

下記の日時で希望者を対象にした事前内覧会を開催します。参加を希望する場合は、次のとおり事前にお申込みください。

(1) 申込方法

電話での申込み（平泉町役場総務課管財係 0191-46-5540）

(2) 内覧会開催日時

令和8年10月16日(金) 15時00分から

5 入札保証金

(1) 当該一般競争入札に参加しようとする者は、町から交付された納入通知書で、入札日までに入札金額の100分の3以上の額を納付していただきます。

(2) 3(2)の申込期間を過ぎてからの入札保証金の増額は認めません。

(3) 入札に参加しなかった場合や落札者以外の入札保証金は、指定の銀行口座へ返還いたします。

(4) 落札者の入札保証金は、契約保証金の納付後に返還します。但し、落札者の申し出により契約保証金に充当することができます。

(5) 入札保証金及び契約保証金には利息は付けません。

(6) 落札者は、町の指定する契約締結日までに契約を締結しないときは、落札金額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率を乗じて得た額の遅延料を納付して、履行期限を延長することができます。但し、延長日数が7日を越えたときは落札を無効とし、この場合における入札保証金は町に帰属します。

6 入札及び開札

(1) 入札日時

令和8年10月28日(水) 午前10時00分

(2) 入札場所

平泉町役場2階 201会議室

(3) 入札に持参するもの

①入札参加承認書（役場から送付された公印が押された書類）

②入札書

③入札保証金を納入した際に受け取った納入通知書兼領収書（半券）

(4) 入札の方法等

ア 入札は、指定した様式を用いた入札書（様式第4号）に入札者の住所氏名を記入の上、押印し提出してください。代理人による入札の場合は、本人（委任者）の住所氏名を記入するほか、代理人の住所氏名を記入の上、押印し提出してください。

イ 郵送による入札は認めません。

(5) 開札及び落札決定

ア 開札は、入札者の面前で行います。

イ 落札者の決定は、最低売却価格以上の価格をもって入札をした者のうち最高の価格をもって、入札をした者を落札者とします。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定します。

7 入札の無効

次の各号に掲げる入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 指定した入札様式を用いない入札
- (4) 入札者（代理人にあつては、代理人）の記名押印をしていない入札
- (5) 誤字・脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 入札金額を訂正した入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 同一事項の入札について1人で2通以上行った入札
- (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (10) 郵便、電報又は電話による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

8 入札の中止

- (1) 天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、または入札期日を延期することがあります。この場合において、入札者又は代理人が損害を受けることがあっても、町は弁償の責を負いません。
- (2) 入札を中止したときは、既に納付された入札保証金を還付します。

9 契約の締結等

- (1) 売買契約の締結

売買契約の締結は令和8年11月6日(金)までに行うものとします。この期限までに正当な理由なく契約を締結しない場合は、購入者の資格を取り消します。

- (2) 契約保証金の納入

売買契約締結日までに契約保証金として売買代金の100分の10以上の額を契約保証金として納付してください。なお、契約締結時に売買代金の全額を支払う場合は、契約保証金の納入は不要とします。

10 契約保証金に関する事項

落札者は、売買契約を締結した日から10日以内に、売買代金の全額を納付してください。ただし、納付の期限が休日（土曜日、日曜日及び祝日法による休日）に当たるときは、その翌日をもって期限とします。

11 その他注意事項

- (1) 売買物件の引渡しは、売買代金の全額納入を確認した後に行うものとし、現状有姿のまま引渡しを行います。
- (2) シャッターについては、開閉はできますが鍵が紛失しているため施錠することができません。また、出入り口の扉についても同様に開閉はしますが故障のため施錠はできません。
- (3) 落札者は、所有権移転後30日以内に、自らの責任と負担において物件を撤去・運搬してください。なお、撤去・運搬作業にあたっては、周囲の施設や道路を損傷しないよう十分に注意してください。
- (4) 契約締結後、売買物件の種類、品質、面積等に関して契約の内容に適合しない状態があることや、予期せぬ地中埋設物等により物件の移動に支障がある場合でも、原則として売買代金の

減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできません。また、町では物件の隠れた瑕疵（故障、腐食、破損等）について一切の責任を負いません。

- (5) 移設先が景観条例等に基づく景観形成地区等に該当する場合、屋根・外壁の色彩制限や届出が必要となる場合があります。独自の景観例規に適合しないことを理由とした契約解除や損害賠償には一切応じませんので、必ず事前に設置先の市町村等へご確認ください。
- (6) 移設し再設置する場合、建築基準法に基づく建築確認申請や撤去作業における道路使用許可、廃棄物が発生した場合の処理等については、落札者の責任において適正に行ってください。

12 関係書類

- (1) 様式第 1 号 入札参加申請書
- (2) 様式第 2 号 誓約書
- (3) 様式第 3 号 委任状
- (4) 様式第 4 号 入札書
- (5) 様式第 5 号 入札参加承認書
- (6) 様式第 6 号 入札保証金還付請求書

13 問合せ先

〒029-4192 岩手県西磐井郡平泉町平泉字志羅山 45 番地 2
平泉町役場 総務課 管財係
TEL 0191-46-5540 FAX 0191-46-3080
E-mail somu@town.hiraizumi.iwate.jp